

工事及び業務に係る検査，打合せ等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止の取り組みの徹底について（お知らせ）

令和3年9月2日
技術企画課長

本県においては，新型コロナウイルス感染症の急拡大が見られ，令和3年8月27日に，緊急事態宣言が発令されたところです。

については別紙「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務に係る検査，打合せ等について（令和2年12月18日お知らせ）」のとおり，感染拡大防止の取り組みを徹底することとしますので，ご協力をお願いします。

令和2年12月18日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務に係る検査、打合せ等について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

本県における新型コロナ感染者数の増加傾向を踏まえ、感染拡大を防ぐため工事及び業務に係る打合せ及び検査については、次のとおりの取り組むこととしますのでご協力をお願いします。

1 工事検査及び業務検査に当たっての考え方

(1) 工事検査・業務検査共通

原則、対面による検査を行わないこととする。検査に必要な資料は事前に準備し、ウェブ会議システムや電話（以下「ウェブ会議システム等」という。）を活用し検査を行う。

(2) 工事検査

ア 出来形・品質評価は、「監督段階におけるチェックシート」や「段階確認書」の書類等によって評価出来ることとする。

イ 出来ばえの評価は、検査職員及び監督職員で実施し、現地を確認する。

ウ 検査完了日は、出来ばえ確認日とする。

(3) 業務検査

プロセス評価は、「調査段階におけるチェックシート」によって評価出来ることとする。

2 ウェブ会議システム等による検査方法

(1) 工事検査

ア 受注者は、工事中情報共有システムに登録する工事関係書類以外に、必要な工事写真や検査書類を準備し、整った段階で監督職員に事前に提出する。ただし、ウェブ会議システムの画面共有を活用して確認することが可能な書類は提出不要とする。

イ 監督職員は、提出された書類を検査職員と共有する。

ウ 検査職員は、共有された書類を確認し、検査を実施する。

エ 内容の質疑については、ウェブ会議システム等を活用する。ウェブ会議システム等への参加者は、検査職員、立会人（主任（総括）監督員及び監督員）、主任技術者（監理技術者）及び現場代理人とする。その他、受注者から希望があれば参加させることも出来る。

オ 書類確認及び質疑を行った後、立会人が同行し、検査職員が現地で検査を行う。

(2) 業務検査

ア 受注者は、工事中情報共有システムに登録する成果物以外に、必要な検査書類を準備し、整った段階で調査職員に事前に提出する。ただし、ウェブ会議システムの画面共有を活用して確認することが可能な書類は提出不要とする。

イ 調査職員は、提出された書類を検査職員と共有する。

ウ 検査職員は、共有された書類を確認し、検査を実施する。

エ 内容の質疑については、ウェブ会議システム等を活用する。ウェブ会議システム等への参加者は、検査職員、立会人（調査職員のうち1名）及び管理技術者とする。その他、受注者から希望があれば参加させることも出来る。

3 やむを得ず、対面検査とする場合

受発注者間で協議の結果、検査の円滑かつ適切な実施が困難な場合、又はウェブ会議システム等を活用した検査の実施により受発注者双方の業務執行に支障を及ぼすほどの日数を要する場合

は、やむを得ず対面による検査を実施し次のとおり対策を講じることとする。

- (1) あらかじめ受注者に対し、最小限の人数で検査を実施するよう働きかける。原則、現場代理人及び主任技術者（監理技術者・監理技術者補佐）のみ。
- (2) 広い部屋での実施（許容人数の半分以下）、マスク着用や間仕切りの設置を行う等、感染予防を徹底する。検査は、なるべく各所属の会議室等を利用し、人と人との距離が近くなるよう注意し、真正面の席は避け、席の間隔を1 m以上空ける等の工夫をする。
- (3) 検査職員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録に残すこととする。
- (4) その他、対面を極力避ける様々な取組を積極的に行うこととする。

4 工事及び業務の打合せ等について

- (1) 打合せ等についても検査と同様の対応とし、工事中情報共有システム、ウェブ会議システム等及び電子メール等を活用し、対面を避けること。
- (2) 立会・段階確認・施工状況把握・地元対応・関係機関との協議等で対面する場合は、「3 やむを得ず、対面検査とする場合」によること。